

京都市食品衛生法に基づく管理運営基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第155号

京都市食品衛生法に基づく管理運営基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市食品衛生法に基づく管理運営基準に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「添えて」の右に「、営業所の所在地を担当区域とする保健センター長を経由して」を加え、同条第2項中「保健所長」を「、営業所の所在地を担当区域とする保健センター長を経由して、保健所長」に改める。

第4条第2号中「直ちに」の右に「、営業所の所在地を担当区域とする保健センター長を経由して、」を加える。

第7条第1項中「保健所長」を「、営業所の所在地を担当区域とする保健センター長を経由して、保健所長」に改める。

第1号様式注以外の部分及び第2号様式注以外の部分中「京都市 保健所長」を「京都市保健所長」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(保健福祉局保健衛生推進室生活衛生課)